

住宅用太陽光発電導入促進事業に係る処分承認手続きについて（お知らせ）

平成23年3月
新エネルギー財団
計画本部太陽光発電部

パワーコンディショナーの交換、損傷・劣化モジュールの一部交換等 処分承認申請に係る様式第13のうち、2. 処分の方法の「交換」の欄に該当する事項（設備の価値を減ずることなく引き続き利用が継続されるもの）については、平成23年4月1日以降、様式第13による処分承認手続きを不要とさせていただきます。

以上